

CS01-3 薬物乱用防止における学校薬剤師の役割

○堀部 徹¹

¹岡山県薬剤師会

学校薬剤師は昭和 33 年 4 月に学校保健法が制定され、その中に位置づけられた。学校保健法に基づく薬剤師の役割は主に環境衛生検査に従事し、学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこととされ、その趣旨に則り活動を行ってきた。

しかし近年の学校教育や環境の変化に伴い、学校保健法等の一部を改正する法律により、平成 21 年 4 月に学校保健法から学校保健安全法に改題され、学校における安全管理に関する条項が加えられた。その中では、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則に「保健指導に従事すること」を追加するとともに、学校薬剤師の職務執行には「健康相談に従事すること」を追加する等の大改正が行われた。これにより従来、学校医又は学校歯科医のみが行うものとされてきた「健康相談」は、学校薬剤師も積極的に参画するものと再整理された。さらに、平成 24 年に全面施行される中学校の新学習指導要領で、保健体育の教科に「薬の正しい使用」が盛り込まれることになっている。

近年増え続ける薬物乱用に関しては、社会的責任はもちろんのこと、低学年からの薬物に関する教育による知識の刷り込みを行う必要があり、学校薬剤師の薬物乱用防止活動の役割は大きく、教育現場からの要請も多くなっている。

こうした学校薬剤師の活動促進のために、岡山県学校薬剤師会では会員に対し、様々な研修会を行ったり、教育ツールを開発してきた。岡山県の多くの学校で薬剤師を活用した授業や学校保健委員会が行われており、今回はその啓蒙活動を紹介することとする。